

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和六年九月十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年四月十日奈良県指令郡土第二―二―一号

令和六年七月二日奈良県指令郡土第二―二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年八月三十日郡土第六八七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市勾田町七八番一、七八番五、七八番六、七八番七、七八番八及び七八番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町一一三番四

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原正記